

新潟県条例第31号

新潟県家畜保健衛生所の家畜衛生検査等手数料条例の一部を改正する条例

新潟県家畜保健衛生所の家畜衛生検査等手数料条例（昭和31年新潟県条例第28号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>第2条 手数料の額は、<u>農業保険法施行規則（平成29年農林水産省令第63号）第117条第1項の診療その他の行為によつて組合員等が負担すべき費用の内容に応じて農林水産大臣が定める点数によつて</u><u>共済事故ごとに計算される総点数を農林水産大臣が定める1点の価額に乗じて得た金額の範囲内で</u>、知事が別に定める。</p> <p>2 （略）</p>	<p>第2条 手数料の額は、<u>農業災害補償法施行規則（昭和22年農林省令第95号）第33条第1項及び第34条の3第1項の規定により農林水産大臣が定める額の範囲内で</u>、知事が別に定める。</p> <p>2 （略）</p>

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。